

## 埼玉県盲ろう者総合支援事業業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 業務名

埼玉県盲ろう者総合支援事業業務委託

### 2 業務の目的

視覚と聴覚の重複障害者である重度の盲ろう者の社会参加・コミュニケーション確保のために通訳・介助員を養成、派遣するとともに盲ろう者等のための相談窓口を設置・運営し、もって盲ろう者の福祉向上を図る。

### 3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

盲ろう者向け通訳・介助員を養成するため、次の業務を行う。

##### ア カリキュラムの作成

平成25年3月25日付け障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」において定められているカリキュラムを基本に埼玉県の実情に合ったカリキュラムを作成すること

##### イ 研修会場、講師の確保

##### ウ 実施要領作成

##### エ 受講生募集

##### オ 研修の実施

##### カ 研修終了後、県へ修了者の報告

#### (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の社会参加を促進するため、次の業務を行う。

##### ア 派遣事務所の設置

利用者の登録、派遣依頼の調整、通訳・介助員の派遣、通訳・介助員への費用弁償等の事務を行う。

##### イ 派遣対象者の登録

県内に在住する視覚障害と聴覚障害を併せ持ち障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者で、派遣事業の利用を希望する者を派遣事業利用者として登録する。

ウ 派遣依頼の調整

イで登録した者から派遣の依頼があった場合に、県に登録されている通訳・介助員の中から派遣可能な者を選び、派遣する。

エ 通訳・介助員への費用弁償

通訳・介助員から派遣の報告を受けるとともに、埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業要綱第6条に定める費用を弁償する。

オ 県への報告

派遣事業の実績を半期ごとに県に報告する。

カ 損害保険への加入

通訳・介助業務の際の事故等に備えるため損害保険に加入する。

(3) 盲ろう者向け相談窓口設置・運営事業

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、次の業務を行う。

ア 相談窓口の設置運営

盲ろう者、家族及び関係者からの相談に応じるため、相談窓口を設置・運営する。

イ 開設時間等

相談窓口は週3日以上、1日6時間以上開設する。

ウ 相談員の配置

相談に対応するため、3年以上の盲ろう者向け通訳・介助員の経験を有する相談員を3名以上配置する。

エ 県への報告

相談事業の実績を4半期ごとに県に報告する。

5 その他

(1) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。